

山梨県公報

第二千三百八十三号

平成二十六年

一月二十日

月曜日

目次

告示

○県営土地改良事業計画の変更……………一三

公告

○大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見(二件)……………一三

○甲府都市計画の変更案の縦覧……………一三

告示

山梨県告示第十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業(鮎沢地区農地環境整備事業)計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。
なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができ
る。

平成二十六年一月二十日

山梨県知事 横内正明

一 縦覧書類

変更後の県営土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十六年一月二十日から同年二月十七日まで

三 縦覧場所

富士川町役場

四 異議申立期間

平成二十六年二月十八日から同年三月四日まで

公告

● 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見

山梨県公報 第二千三百八十三号 平成二十六年一月二十日

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により富士川町から聴取した意見について、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その意見を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十六年二月二十日まで縦覧に供する。

平成二十六年一月二十日

山梨県知事 横内正明

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

1 名称 (仮称) フォレストモール富士川

2 所在地 山梨県南巨摩郡富士川町青柳町九百七十三番一外

二 届出の内容及び公告日

1 内容 新設

2 公告日 平成二十五年八月二十二日

三 意見の概要

1 駐車場の構造について検討を行い、安全対策を講ずること。

2 店舗周辺の交通状況に応じて適切な渋滞対策を講ずること。

● 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により富士川町から聴取した意見について、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その意見を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十六年二月二十日まで縦覧に供する。

平成二十六年一月二十日

山梨県知事 横内正明

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

1 名称 (仮称) ホームセンターくろがねや富士川店

2 所在地 山梨県南巨摩郡富士川町青柳町八百六十七番一外

二 届出の内容及び公告日

1 内容 新設

2 公告日 平成二十五年八月二十二日

三 意見の概要

1 駐車場の構造について検討を行い、安全対策を講ずること。

2 店舗周辺の交通状況に応じて適切な渋滞対策を講ずること。

● 甲府都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。なお、当該都市計画の変更案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十六年一月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 都市計画の種類

甲府都市計画道路

（三・三・四号 中央五丁目下小河原線外三路線）

二 都市計画の変更に係る土地の区域

縦覧に供する図書に明示する部分

三 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県国土整備部都市計画課

甲府市貢川二丁目一番八号 中北建設事務所都市整備課

甲府市丸の内一丁目十八番一号 甲府市都市計画課

四 縦覧期間

平成二十六年一月二十日から同年二月三日まで